【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	株式会社H.K.Kインベストメント （H.K.K Investment Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　工藤　秀一
【本店の所在の場所】	大阪市福島区福島二丁目９番１号
【電話番号】	06-6451-6971（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　岩根　宏征
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号　虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社H.K.Kインベストメント https://hkk-inv.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３ ４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 (中間)	第19期	第20期
会計期間		自　2026年３月１日 至　2026年８月31日	自　2024年３月１日 至　2025年２月28日	自　2025年３月１日 至　2026年２月28日
売上高	（千円）	1,010,103	1,306,228	1,484,694
経常利益	（千円）	39,427	34,971	60,822
中間（当期）純利益	（千円）	26,329	22,827	41,677
純資産額	（千円）	751,623	609,701	725,293
総資産額	（千円）	3,479,871	2,463,937	3,273,001
１株当たり純資産額	（円）	3,890.39	3,155.81	3,754.11
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	136.28	118.15	215.72
潜在株式調整後 １株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	21.6	24.7	22.2
自己資本利益率	（%）	3.6	3.8	6.2
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	27,160	△63,507	△674,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△44,384	△111,821	△125,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	111,573	233,593	693,909
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（千円）	821,799	761,019	727,449
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	32 (1)	21 (0)	28 (1)

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．株価収益率については、当社株式の上場が2026年10月19日であるため、記載しておりません。

６．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

７．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

８．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第20期(2025年３月１日から2026年２月28日まで)の財務諸表についてあやめ監査法人の監査を受けておりますが、第19期(2024年３月１日から2025年２月28日まで)の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第21期中間会計期間の中間財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、あやめ監査法人の期中レビューを受けております。

９．2026年６月10日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
32(1)	43.4	3.4	6,467

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、不動産関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の好調維持、内需の堅調な推移を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、不透明な国際情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰、円安基調の継続による物価の高止まりに加え、日本銀行による段階的な追加利上げや金融政策の正常化に向けた動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、当社では収益不動産の販売を中心とした事業展開を進め、ガレージオフィス・木造テナントビルの開発を中心に、投資用不動産の供給拡大に取り組みました。また、関東エリアへの進出を進めるなど、事業基盤の拡大を図りました。

結果として、当中間会計期間の売上高は1,010,103千円、営業利益は73,089千円、経常利益は39,427千円、中間純利益は26,329千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比較は行っておりません。また、当社は、不動産関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べ94,350千円増加し、821,799千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比較は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は27,160千円となりました。主な増加要因は、契約負債の増加額60,565千円、未収消費税等の減少額42,111千円、税引前中間純利益39,427千円であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加額110,254千円、仕入債務の減少額22,051千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は44,384千円となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出45,000千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は111,573千円となりました。増加要因は、長期借入れによる収入674,000千円、短期借入金の純増額27,100千円であり、減少要因は、長期借入金の返済による支出589,526千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとっておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注の形態をとっておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は不動産関連事業の単一セグメントであるため、事業区分別に記載しております。

区分の名称	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）	前年同期比（％）
不動産関連事業（千円）	1,010,103	－
合計（千円）	1,010,103	－

（注）当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比較は行っておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年９月15日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜J-Adviserとの契約について＞

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面
（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
②銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合
③破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。
ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。
（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
⑤事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日
（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等
（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しく

は存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。又、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（資産の部）

当中間会計期間末における流動資産は3,196,491千円となり、前事業年度末に比べ185,942千円増加しました。これは主に、販売用不動産が200,918千円、現金及び預金が99,478千円増加し、不動産事業支出金が72,958千円、未成工事支出金が29,405千円減少したことによるものです。固定資産は283,380千円となり、前事業年度末に比べ20,927千円増加しました。これは主に、ソフトウエアが15,636千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は3,479,871千円となり、前事業年度末と比べ206,869千円増加しました。

（負債の部）

当中間会計期間末における流動負債は1,279,601千円となり、前事業年度末に比べ98,129千円増加しました。これは主に、契約負債が60,565千円、短期借入金が27,100千円増加し、工事未払金が22,051千円減少したことによるものです。固定負債は1,448,646千円となり、前事業年度末に比べ82,410千円増加しました。これは主に、長期借入金が76,830千円増加したことによるものです。

この結果、負債は2,728,248千円となり、前事業年度末と比べ180,540千円増加しました。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産は751,623千円となり、前事業年度末に比べ26,329千円増加しました。これは、中間純利益計上による利益剰余金の増加によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	770,000	576,800	193,200	193,200	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	770,000	576,800	193,200	193,200	－	－

（注）１．2026年５月22日開催の第20回定時株主総会における定款一部変更の決議により、同日付をもって発行可能株式総数は5,700株増加し、7,700株となっております。

２．2026年５月22日開催の取締役会決議により、2026年６月10日付で普通株式１株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は191,268株増加し、193,200株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は762,300株増加し、770,000株となっております。

３．2026年５月22日開催の取締役会決議に基づき、2026年６月10日を効力発生日とする株式分割（普通株式１株につき100株の割合）に合わせて、同日付をもって定款を変更し、100株を１単元とする単元制度を導入しております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年６月10日	191,268	193,200	－	100,000	－	39,000

2026年５月22日開催の取締役会決議により、2026年６月10日付で普通株式１株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は191,268株増加し、193,200株となっております。

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数割合（%）
工藤　秀一	大阪市福島区	193,200	100.00
計	－	193,200	100.00

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　193,200	1,932	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	193,200	－	－
総株主の議決権	－	1,932	－

（注）2026年５月22日開催の取締役会決議により、2026年６月10日付で普通株式１株を100株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は191,268株増加し、193,200株となっております。なお、当該株式分割に伴い、同日付で単元株式数を1株から100株に変更する定款一部変更を行っております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

当社株式は、2026年10月19日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、当中間会計期間末（2026年８月31日）以前における株価の推移については、該当事項はありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

(1)当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2)当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

(3)当社は、前中間会計期間（2025年３月１日から2025年８月31日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

(1)当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）の中間財務諸表について、あやめ監査法人により期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

（１）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年２月28日）	当中間会計期間 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	812,184	911,663
完成工事未収入金	156	6,497
販売用不動産	1,909,424	2,110,343
不動産事業支出金	179,358	106,400
未成工事支出金	36,464	7,058
原材料及び貯蔵品	89	131
その他	73,026	54,552
貸倒引当金	△156	△156
流動資産合計	3,010,548	3,196,491
固定資産		
有形固定資産	212,317	209,758
無形固定資産	8,403	18,540
投資その他の資産	41,731	55,081
固定資産合計	262,453	283,380
資産合計	3,273,001	3,479,871

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年２月28日）	当中間会計期間 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
工事未払金	63,103	41,052
短期借入金	979,600	1,006,700
１年内返済予定の長期借入金	68,150	75,794
未払法人税等	12,409	23,001
賞与引当金	11,000	19,026
その他	47,207	114,027
流動負債合計	1,181,471	1,279,601
固定負債		
長期借入金	1,353,975	1,430,806
その他	12,260	17,840
固定負債合計	1,366,235	1,448,646
負債合計	2,547,707	2,728,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	39,000	39,000
その他資本剰余金	112,689	112,689
資本剰余金合計	151,689	151,689
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	473,604	499,933
利益剰余金合計	473,604	499,933
株主資本合計	725,293	751,623
純資産合計	725,293	751,623
負債純資産合計	3,273,001	3,479,871

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
売上高		1,010,103
売上原価		714,407
売上総利益		295,696
販売費及び一般管理費	※	222,606
営業利益		73,089
営業外収益		
受取利息		830
受取配当金		26
その他		111
営業外収益合計		968
営業外費用		
支払利息		30,935
上場関連費用		3,000
その他		695
営業外費用合計		34,630
経常利益		39,427
特別利益		
補助金収入		33,333
特別利益合計		33,333
特別損失		
固定資産圧縮損		33,333
特別損失合計		33,333
税引前中間純利益		39,427
法人税、住民税及び事業税		23,134
法人税等調整額		△10,036
法人税等合計		13,098
中間純利益		26,329

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		39,427
減価償却費		15,248
賞与引当金の増減額（△は減少）		8,026
受取利息及び受取配当金		△856
支払利息		30,935
固定資産圧縮損		33,333
補助金収入		△33,333
売上債権の増減額（△は増加）		△6,341
棚卸資産の増減額（△は増加）		△110,254
仕入債務の増減額（△は減少）		△22,051
契約負債の増減額（△は減少）		60,565
未払金の増減額（△は減少）		10,948
未払費用の増減額（△は減少）		△1,697
未収消費税等の増減額（△は増加）		42,111
その他		8,006
小計		74,066
利息及び配当金の受取額		879
利息の支払額		△35,244
法人税等の支払額		△12,541
営業活動によるキャッシュ・フロー		27,160
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出		△45,000
その他		615
投資活動によるキャッシュ・フロー		△44,384
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）		27,100
長期借入れによる収入		674,000
長期借入金の返済による支出		△589,526
財務活動によるキャッシュ・フロー		111,573
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		94,350
現金及び現金同等物の期首残高		727,449
現金及び現金同等物の中間期末残高	※	821,799

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
給料手当	58,370千円
賞与引当金繰入額	16,313
租税公課	45,100

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金勘定	911,663千円
預入期間が３か月を超える定期預金及び定期積金	△89,863
現金及び現金同等物	821,799

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自　2026年３月１日　至　2026年８月31日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社は、不動産関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、不動産関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
不動産関連事業	
顧客との契約から生じる収益	966,532千円
その他の収益	43,571千円
外部顧客への売上高	1,010,103千円

（注）「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2026年３月１日 至2026年８月31日）
１株当たり中間純利益	136.28円
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	26,329
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	26,329
普通株式の期中平均株式数（株）	193,200

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2026年５月22日開催の取締役会決議により、2026年６月10日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益を算定しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月26日

株式会社H.K.Kインベストメント
取締役会　御中

あやめ監査法人
大阪府大阪市
指定社員 業務執行社員 公認会計士 余野憲司
指定社員 業務執行社員 公認会計士 大久保幸治

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社H.K.Kインベストメントの2026年３月１日から2027年２月28日までの第21期事業年度の中間会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社H.K.Kインベストメントの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビ

ュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上